神奈川区公告第 119 号

公　示　送　達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第 20 条の２の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年 10 月 30 日

横浜市神奈川区長　　鈴木　茂久

送達を受けるべきもの	氏名又は名　　称	別紙のとおり
送達する書 類 名	横浜市介護保険料等還付通知書 （令和８年６月、９月送付分）	

（注意）
地方税法第20条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

	氏名又は名称	通知年月日
1	武井　正男	令和８年６月 17 日
2	深見　良美	令和８年６月 25 日
3	田邉　正雄	令和８年９月 24 日
4	田原　満	令和８年９月 24 日
5	鈴木　智	令和８年９月 24 日
6	山下　昇	令和８年 10 月９日